

市民協働フォーラム

届けよう! 市民の声／ 子どもの貧困 対策大綱の見直しに向けて

「子供の貧困対策に関する大綱」が2014年8月29日に閣議決定されてから、約4年。来年2019年夏には、この大綱の見直しが行われる予定です。この4年間で、子どもの貧困対策はどのように進展し、何がまだ課題なのか。

ゲストスピーカーの話を通じて大綱の課題と成果を振り返り、参加者同士で話し合いながら、より実効性のある子どもの貧困対策に向けて、市民の声を届けませんか。



2018 Sun
12.2
13:00→16:40

国立オリンピック記念青少年総合センター
国際交流棟 1F レセプションホール



子どもの貧困対策大綱の これまで、これから

中嶋哲彦さん 名古屋大学教授

学生のみなさん 公益財団法人あすのば



質疑・意見交換会

グループ分け(予定)

- | | |
|--------------|------------|
| ①子どもの貧困・大綱全体 | ⑧妊娠期・乳幼児支援 |
| ②学費・奨学金 | ⑨若者支援 |
| ③学習支援 | ⑩ひとり親支援 |
| ④学校教育・SSW | ⑪その他 |
| ⑤居場所 | |
| ⑥子ども食堂 | |
| ⑦社会的養護 | |



支援現場からの声

佐藤真紀さん 一般社団法人アルファLink 理事

高橋亜美さん アフターケア相談所「ゆずりは」代表

共催

●「なくそう! 子どもの貧困」全国ネットワーク

Tel 070-6576-3495

Mail forum@end-childpoverty.jp

●公益財団法人あすのば

Tel 03-6277-8199

Mail info@usnova.org



助成 公益財団法人 キリン福祉財団

プログラム 予定

13:00 開会あいさつ

13:10 子どもの貧困対策大綱のこれまで、これから

- ①中嶋哲彦さん／名古屋大学教授
- ②学生のみなさん／公益財団法人あすのば

13:50 支援現場からの声

- ①佐藤真紀さん／一般社団法人アルファ Link 理事
- ②高橋亜美さん／アフターケア相談所「ゆずりは」代表

14:30 発表者へ質疑応答

14:50 休憩・意見交換グループ分け

※グループは下記の 11 テーマを予定

- ①子どもの貧困・大綱全体 ②学費・奨学金 ③学習支援 ④学校教育・SSW
- ⑤居場所 ⑥子ども食堂 ⑦社会的養護 ⑧妊娠期・乳幼児支援 ⑨若者支援
- ⑩ひとり親支援 ⑪その他

15:05 意見交換

- ①進め方説明 ②グループごとに意見交換 ③全体共有

16:30 おわりに

16:40 閉会 >> 1700 交流会

発 行 2018 年 12 月

発 行 者 ●「なくそう！ 子どもの貧困」全国ネットワーク

〒168-0064 東京都杉並区永福 2-53-6
平湯法律事務所 気付
電話 070-6576-3495
E メール mail@end-childpoverty.jp

●公益財団法人 あすのば

〒107-0052 東京都港区赤坂 3-21-6 河村ビル 6F
電話 03-6277-8199（平日 10 時～18 時）
FAX 03-6277-8519
E メール info@usnova.org

主催 「なくそう!子どもの貧困」全国ネットワーク
公益財団法人あすのば

2018年12月2日
国立オリンピック記念青少年総合センター
国際交流棟レセプションホール

市民協働フォーラム

「届けよう!市民の声ー子どもの貧困対策大綱の見直しに向けて」

子どもの貧困対策大綱のこれまで、これから

中嶋哲彦（名古屋大学）

1 人間の歴史のなかで、自分自身の生き方として

- a. 人間の歴史は、あらゆる人が個人として尊重され、それぞれに尊厳ある生をまっとうできるようにすることを目指して進んできた。しかし、それは平坦な歴史ではなく、人々はこの理想の実現のために政治的・経済的・社会的紛争を繰り返し、しばしば流血さえ厭わなかった。
- b. あらゆる人が個人として尊重され、それぞれに尊厳ある生をまっとうできるようにすることを目指しているはずなのに、なぜ、それとは正反対の方向に進んでしまうのか。——この紛争の原因は、人々がそれぞれに「あらゆる人」の範囲を自由に決めていて、しばしば他者を「あらゆる人」から排除してきたことにある。
- c. したがって、人間の歴史は、「あらゆる人」の範囲を拡張することを目指す歴史でもあった。この拡張は生産力（人々が生活するために必要な富をどれだけ生み出せるか）の発展に基礎づけられなければならないが、生産力の発展が自動的に「あらゆる人」の範囲を拡張させるわけではない。この拡張を目指す目的意識をもった人々の思想と行動が不可欠である。
- d. 近代以降においては、「あらゆる人」の範囲を拡張するための歴史的 efforts の到達点は各国の憲法や国際人権法規において基本的人権として確認されてきた。また、「あらゆる人」の拡張につれて、基本的人権の意味や内容も拡張されてきた。
- e. 子どもの貧困という問題は、私たちの社会が、したがって私たちが、経済的困窮のために私生活および社会生活において不自由に直面している子どもたちを、「あらゆる人」に加える意思があるか、そしてそれを実現する知恵と力を発揮できるかを問うている。
- f. 子どもの貧困をなくそうとする取り組みは、この人間の歴史を前に進めようとする取り組みである。

2 子どもの貧困とは？

(1) 子どもの貧困とは

子どもの貧困は、家庭の経済的困窮が社会的・制度的放置されることによって、子どもの日常生活と人生選択が理不尽に制限され、生きる自由が不当に奪われた状態である。さらに、それが子どもの自己肯定感や自己有能感を剥奪する。

(2) 貧困はどうして起きるのか。

- a. 貧困とは、経済的困窮とそれに起因する生活と人生における権利の剥奪である。
- b. 経済的困窮は、社会的富が格差的に分配され、富の再分配制度が適切に機能しないことによって、社会的に必要とされる生活費を確保できない人々のうえに起きる。
- c. したがって、貧困が存在する社会に生きているかぎり、現在は貧困ではない人を含めて、貧困は誰のうえにも起きうる。

貧困は、社会構造的に生み出される。個々人は自分自身が貧困に陥らないように努力することはできるかもしれないが、この構造の下ではその努力には相互排他性がつきまとう。この社会構造の下では、個人の努力では、自分自身が貧困から抜け出すことはできるとしても、貧困そのものを根絶することはできず、誰か別の人が貧困に陥るとともに、自らも貧困の不安を抱え続ける。

(3) 「貧困＝自己責任」論

- a. 貧困が富の分配・再分配のあり方に起因することを見落とすと、貧困は貧困当事者に起因するように見える（能力や努力の不足あるいは過剰な失費など）。
- b. しかも、貧困にある人々の否定的な現状だけを表面的に捉えると、貧困は貧困当事者に起因するという見方には説得力があるように感じられる。
- c. さらに、「貧困＝自己責任」論は、政府が負うべき責任（まともな賃金が支払われるよう労働力市場の健全化させること、完全雇用を実現すること、再分配制度を通じて所得格差を是正することなど）を免責するとともに、貧困当事者を放置することについて他の社会構成員の精神的負担を軽減する。
- d. 現在は貧困当事者ではない人々も、構造的に貧困を生み出す社会に生きているかぎり、自分自身が貧困当事者になる不安から逃れることは難しい。その不安を抱えているかぎり、現在の安定は自らの努力（排他的努力）に対する当然の代償であると理解されやすく、翻って、現在貧困にある人々はその努力を怠ったものであり、社会的に援助する必要はないとの考えに行き着いてしまいやすい。

「貧困＝自己責任」論は、政府の責任を免除する論理にほかならない。しかも、貧困を構造的に生み出す社会に生きる人々は皆貧困への不安を抱えているはずなのに、皮肉なことに、その不安は貧困を生み出す社会構造の変革よりも、「貧困＝自己責任」論に向かいやすい。

(4) 貧困を放置することで、私たちの社会は子どもから何を奪っているか

- a. 人格権
- b. 自由権
- c. 生存権
- d. 発達権・学習権・救育への権利
- e. 意見表明権

貧困の放置は、子どもの権利に対する重大な侵害である。この場合、貧困が子どもから何かを奪っているのではなく、貧困を放置している者が子どもの権利を侵害していると認識することが肝要。

3 子どもの貧困対策推進法と子供の貧困対策大綱：意義と問題点

2013年6月、子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策推進法）

2014年8月、子供の貧困対策に関する大綱（子供の貧困対策大綱）

(1) 子どもの貧困対策推進法

- a. 子どもの貧困対策推進法は、子どもの貧困問題の解決を求める国民の声がなければ実現することではなく、子どもの貧困問題への取り組みの一つの到達点を表している。
- b. しかし、子どもの貧困対策推進法は、「子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図る」（第1条）ことを目的とし、「教育の支援」に力点が置かれる一方、所得格差と経済的困窮に苦しむ家族を丸ごと救済するという視点は薄弱。背景には、自助努力による貧

困からの離脱という思想があるのだろう。

- c. 経済的困窮者を救済する仕組みである生活保護制度は、本来ならこの法律制定に合わせて拡充されるべきだが、実際には生活保護受給者の限定や生活保護給付の減額が行われた。
- d. 子育て世帯の失業率は低く、親たちは努力しているのに、大綱は親の就労による経済的自立を強調している。貧困の原因は親の不就労ではなく、低賃金・不安定雇用を増大させた労働市場にある。これらの改善は政府の課題である。(☞ 子どもの権利委員会の最終意見)
- e. イギリスの子ども貧困法 (Child Poverty Act) は、4つの貧困削減指標を用いて貧困削減の数値目標を掲げ、政府にその目標達成義務を課した。失業率の高いイギリスでは、この目標達成のために就労率を向上させる政策は有効だが、社会保障給付による富の再分配も重視された。日本の子どもの貧困対策推進法では相対的貧困率・子どもの貧困率が指標として重視されておらず、労働力市場の健全化や社会保障給付の充実へのインセンティブが働きにくい。
- f. 貧困を生み出す社会構造に手をつけなければ、貧困対策は「貧困」のババ抜きゲームのようなもので、貧困を根絶させることはできない。

子どもの貧困対策推進法は、少なくとも完全には、「貧困＝自己責任」論や自助努力による貧困からの離脱という考えと決別していない。

(2) 子供の貧困対策大綱

- a. 「子供の貧困対策は、(中略) 貧困の世代間連鎖を断ち切ることを目指すものであるが、それとともに、我が国の将来を支える積極的な人材育成策として取り組む」と述べて、子どもの貧困対策を経済・産業界の要求に応える人材育成政策の一環に位置づけている。
- b. 大綱に掲げられた指標は、子どもの貧困削減にどういう意味で貢献するものなのか。
 - (ア) 対象の限定：貧困は生活保護世帯に限らず広範に存在。生活保護の低い捕捉率。
 - (イ) 教育偏重：自助努力による学歴獲得→貧困離脱、というシナリオは現実的か。
 - (ウ) 社会保障給付の引き下げで手段を奪ったうえで、ソーシャルワーカー配置。
 - (エ) 奨学金は怖くて借りられない、借りたくない

対策大綱に掲げられた指標

1. 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率
 2. 生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率
 3. 生活保護世帯に属する子供の大学等進学率
 4. 生活保護世帯に属する子供の就職率
 5. 児童養護施設の子供の進学率及び就職率
 6. ひとり親家庭の子供の就園率(保育所・幼稚園)
 7. ひとり親家庭の子供の進学率及び就職率
 8. スクールソーシャルワーカーの配置人数及びスクールカウンセラーの配置率
 9. 就学援助制度に関する周知状況
 10. 日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合(無利子・有利子)
 11. ひとり親家庭の親の就業率
 12. 子供の貧困率
 13. 子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率
- c. 法と大綱に掲げられた支援の4本柱では、経済的困窮者に対する「支援」にすぎず、これでは貧困を生み出す構造は温存され、貧困は今後も産出されつづける。

支援の4本柱

〔教育の支援〕 就学の援助、学資の援助、学習の支援など

〔生活の支援〕 子どもと保護者に対する生活に関する相談、子どもに対する社会との交流の機会の提供など

- 〔就労の支援〕 保護者に対する職業訓練の実施及び就職のあっせんその他の保護者の自立を図るための就労支援
- 〔経済的支援〕 各種の手当等の支給、貸付金の貸付けその他の子どもに対する経済的支援

必要な貧困対策は

- ① 経済的困窮の漸進的削減・根絶
- ② 経済的困窮が生み出す社会的不利の即時解消

(3) 子どもに固有な問題

- a. 貧困を放置することで、子どもの権利はどのように侵害されているか。

- ・ 人格形成に対するダメージ
- ・ 心身の発達に対するダメージ

対策大綱は学力・学歴の獲得を貧困連鎖からの離脱ルートと見ているが、「教育の支援」を強調している。しかし、人格形成や発達の保障こそ大切で、学力は其中でしか意味をなさない。

- b. 現に貧困状態にある子どもも、そうでない子どもも、自他の価値を否定する社会的メカニズムを超克する展望を獲得する営みのなかで、肯定的自己像を描けるようにすることが必要。とりわけ、貧困状態にある子どもには、他者から一個の人格として承認され、必要な支援が惜しみなく与えられることも必要だが、支援を受けて生きる経験だけでなく、社会的諸矛盾を認識し、その超克のためにたたかい、それを通じて豊かな社会関係を作り出す経験をもつことも重要。

- c. たとえば、学習支援は進学塾とは異なって、子どもにそれぞれの居場所を保障するものでなければならない。ここで「居場所」とは、

- ① 一人ひとりが人間として大切にされ、それを実感できる関係性
 - ② 自分自身の価値や能力を認識し、それらを発展させられる機会が与えられる関係性
 - ③ 他者に援助を求め、他者を援助する関係性、
- を成り立たせる場である。

したがって、居場所づくりとは、否定的な自己像を押しつけられている子どもたちが、仲間との交流を通じて集団的に、しかも一人ひとり自立して、肯定的自己像を取り戻すのを支える取り組みにほかならない。

国連児童の権利委員会 条約第 44 条に基づき締約国から提出された報告の審査最終意見：日本

2010 年 5 月 25 日-6 月 11 日

○適切な生活水準に対する権利

66. [貧困の拡大] 対話を通じて、委員会は、全ての子どもを対象とする子ども手当制度が 2010 年 4 月から施行された旨の情報を提供されたが、この新たな措置が、現行の生活保護法及びひとり親世帯、特に母親が世帯主であるひとり親世帯を対象とした支援等の措置と比較し、15%の貧困率を下げる上で、より有効であるかについて評価するデータがない。委員会は、財政経済政策(労働の規制緩和や民営化戦略等)が、賃金削減、女性と男性の賃金格差及び児童の養護・教育支出の増加により、親、特にシングルマザーに影響を与えていることを懸念する。

67. [貧困の根絶] 委員会は、締約国が、貧困の複雑な決定要因、発達に対する児童の権利及びひとり親世帯を含む全ての世帯に対して確保されるべき生活水準を考慮しながら、貧困削減戦略の策定を含め、児童の貧困を根絶するために適切な資源を配分するよう勧告する。委員会はまた、締約国に対し、親は子育ての責任を負っているために労働の規制緩和及び柔軟化といった経済戦略に対処する能力が限られていることを考慮に入れるとともに、財政的及びその他の支援の提供によって、児童の福祉及び発達にとって必要な家族生活を保障できているかどうか、注意深く監視するよう要請する。

「相対的貧困」概念の功罪

「功」

- ① 絶対的貧困とは異なる貧困問題が先進国にも存在することを認識させた。
- ② 時系列的分析や、国際比較が可能になった。
- ③ 国民や政策立案者に子どもの貧困を対処すべき課題だと認識させた。

「罪」

- ① 個々の世帯や個人に着目して時系列的な状況変化を捉えることはできない。
- ② 家計支出の構造の違いやその時系列的変化は射程に入っていない。
- ③ 相対的貧困概念は貧困を生み出す社会的メカニズムにはまったく無関心。
- ④ 貧困率が分かっても、貧困の実相をつかんだことにはならない。

4 子どもの居場所と貧困からの自己解放

最後に、ユネスコの「学習権宣言」（1985年）を手がかりに、貧困とそれを生み出す社会構造からの自己解放について考えたい。

「学習権宣言」は、学習や教育の意義を単に抽象的・理念的に述べたものではなく、政治的抑圧と隷従、経済的支配と貧困、文化的支配と固有の文化の喪失が存在する現実を踏まえつつ、そういう現実を生きる人々にとっての学習の意義と権利性を確認した歴史的文書である。その冒頭で、学習権を多様な視点から定義している。その中に、学習権とは自分自身の世界を知り、歴史を書き綴る権利であるという印象的な一節がある。

「自分自身の世界を知る」とは、他者にとって都合よく描かれた世界像（自然、人間、社会）を押しつけに甘んずることなく、自分自身の視点に立って世界像を描き直していくことを意味するのだろう。

「歴史を書き綴る」とは、自分自身の文脈から歴史を再解釈することを意味する。つまり、自分自身の世界を知り、歴史を綴る権利とは、他者から押しつけられた世界像・歴史観・自己像を乗り越えて、世界と歴史の認識を通じて尊厳ある自己像を確立する

権利が保障されなければならないと言っているのだ。他者から押しつけられた否定的自己像を乗り越えないかぎり、否定的な自己像を押しつける構造から自己を解放することも、自律的自己を形成することもできないのだ。

経済的に困窮する家庭の子どもの成長を支える取り組みとして、学習支援には大きな期待が寄せられていることは、相応の理由がある。しかし、そういった子どもの高校進学率等を尺度にして、学習支援事業の成否を成果主義的に評価する傾向もある。子どもたちに普遍的に、つまり経済的に困窮しているか否かにかかわらずすべての子どもに保障されるべき学習は、他者から押しつけられた否定的自己像を乗り越え、否定的な自己像を押しつける構造から自己を解放することに繋がる学習だろう。

この意味で、学習支援とは子どもにそれぞれの居場所を保障するものでなければならない。ここで

「居場所」とは、①一人ひとりが人間として大切にされ、それを実感できる関係性、②自分自身の価値や能力を認識し、それらを発展させられる機会が与えられる関係性、③他者に援助を求め、他者を援助

する関係性、を成り立たせる場である。つまり、居場所づくりとは、否定的な自己像を押しつけられている子どもたちが、仲間との交流を通じて集団的に、しかも一人ひとり自立して、肯定的自己像を取り戻すのを支える取り組みにほかならない。

学習支援には、学校における教科教育の補完に終始したり、学歴獲得競争を通じて貧困から離脱するのを手助けしたりするのではなく、貧困を生み出す社会的・経済的メカニズムを乗り越えていく力と関係性を育む場となっていくことを期待する。

拙稿「学習支援と貧困からの自己解放」『教育』2016年2月号より

表1 相対的貧困率・子どもの貧困率等の推移

	1985	1988	1991	1994	1997	2000	2003	2006	2009	2012	2015
相対的貧困率	12.0	13.2	13.5	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.6
子どもの貧困率	10.9	12.9	12.8	12.2	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9
子どもがいる現役世帯の貧困率	10.3	11.9	11.7	11.3	12.2	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9
大人が一人	54.5	51.4	50.1	53.5	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8
大人が二人以上	9.6	11.1	10.8	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7
中央値	216	227	270	289	297	274	260	254	250	244	245
貧困線	108	114	135	144	149	137	130	127	125	122	122

厚生労働省「国民生活基礎調査」に基づいて作成。

表1によれば、2015年における相対的貧困率及び子どもの貧困率は2012年度より減少している。政府はこれをアベノミクスの成果だとし、貧困対策の成果だとは言わない（正直な見解表明か）。貧困対策ではなく景気回復によってこれがもたらされたとすれば、景気が後退すればこれらの指標は再び悪化することになる。

また、表2は、2012年から2016年の世帯収入の推移を調べると、収入が少ない世帯ほど2012年より収入が減少しており、第Ⅲ階級以上はほぼ順調に収入が上昇したことを表している。つまり、所得格差が広がり、低所得層の経済的困窮は増大している。

相対的貧困率や子どもの貧困率だけを見ていては、事実認識を誤ることになる。

表2 1世帯当たりの収入の推移（年間収入五分位階級間の比較）

		第Ⅰ階級	第Ⅱ階級	第Ⅲ階級	第Ⅳ階級	第Ⅴ階級
実収入	2012	298,820	399,278	474,342	587,346	832,743
	2013	300,017	394,977	481,126	602,123	839,701
	2014	288,485	401,044	487,332	591,293	830,653
	2015	294,887	398,013	490,799	603,598	841,046
	2016	295,368	395,215	493,587	592,575	858,121
	2012	235,040	314,895	378,929	485,820	638,486
	2013	234,837	318,748	388,346	491,515	644,526
	2014	224,743	319,415	403,624	479,426	646,231
	2015	229,520	310,740	390,151	487,206	646,804
	2016	225,147	311,143	393,567	478,761	659,046
世帯主収入	2012	19,567	36,042	47,401	59,939	135,634
	2013	20,150	31,493	49,909	66,309	138,874
	2014	21,968	35,648	44,577	69,525	130,520
	2015	18,985	39,625	53,220	70,613	141,394
	2016	24,983	39,363	55,821	68,885	139,108
配偶者収入	2012	258,713	339,478	394,600	478,858	653,375
	2013	258,352	331,822	397,303	487,593	655,589
	2014	248,997	338,507	402,105	478,955	649,138
	2015	254,133	333,431	404,251	486,359	658,177
	2016	254,635	331,690	408,451	478,593	670,116
可処分所得	2012	258,713	339,478	394,600	478,858	653,375
	2013	258,352	331,822	397,303	487,593	655,589
	2014	248,997	338,507	402,105	478,955	649,138
	2015	254,133	333,431	404,251	486,359	658,177
	2016	254,635	331,690	408,451	478,593	670,116

総務省統計局「家計調査報告〔家計収支編〕」各年版に基づいて作成。

学生世代から大綱の見直し に向けたメッセージ

2018.12.2

国立オリンピック記念青少年総合センター
あすのば 市民協働フォーラム

教育について

“「**名目上任意**」だけど、「**実質強制**」なもの”

私たち学生世代でも、なかなか気づかない
意外なところでかかっているお金がたくさんある

例えば...

“学校推奨”の教材やゼミ合宿、英検など
必須ではないけれど学生生活に直接影響のあるコスト



学習支援や制服リサイクルだけでは補えないところも...

教育について

今の支援は「トンネルを抜けるまで」のサポートに力を入れているように感じる

進学や就職など一つのゴールに達成した「**その先**」で自分の足で歩いていけるように背中を押してほしい



勉強したくて大学に進学したけど、学費を収めるためにバイト三昧、勉強に身が入らなくなってしまうという矛盾...

孤立しない＝「居場所がある」ではない？

孤立を防ぐために考えないといけないこと

子ども食堂や学習支援などの「居場所」での
子どもとの関わり方



どこまで子どもの「逃げたい」に
寄りそうことができるのか？

保護者への支援について

就労支援や学習支援などは重要な対策
「親が働く姿を子どもに見せる」ことはもちろん必要。



自己責任論を助長してしまうバイアスになる
かもしれない

「働けない」ことを否定しない社会全体の
空気作りも大切なのでは？

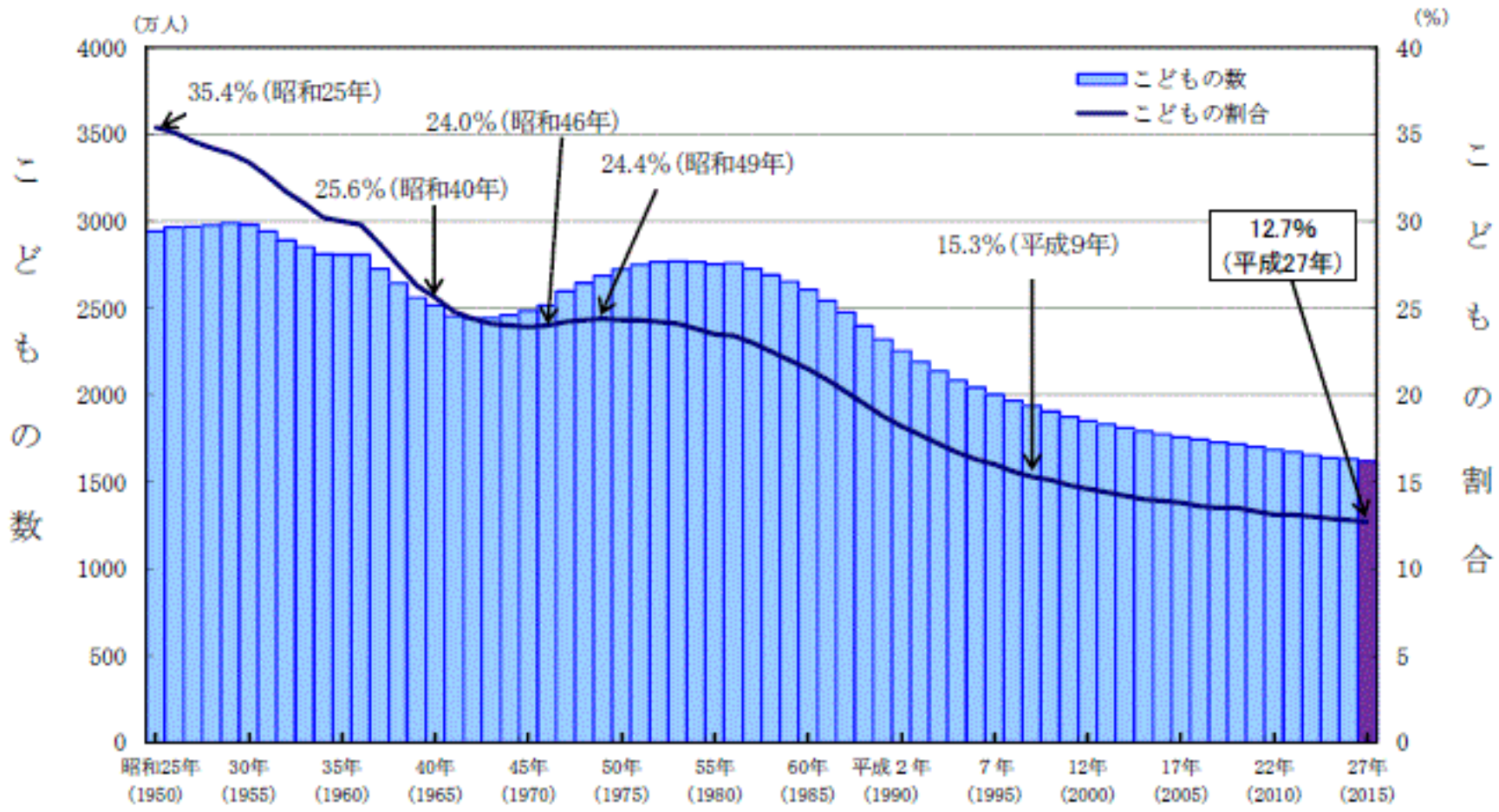
より包括的に家庭のニーズによりそった支援を。

ひつようを
つみかさねて
かたちにする

アフターケア相談所ゆずりは
高橋亜美

日本の子どもの割合は12.7%、41年連続の低下 出生率は1.43、先進国のなかの最低レベル

図3 こどもの数及び総人口に占める割合の推移



資料：「国勢調査」による人口及び「人口推計」による人口
注) 平成26年及び27年は4月1日現在、その他は10月1日現在

児童虐待件数は26年間で110倍に増加

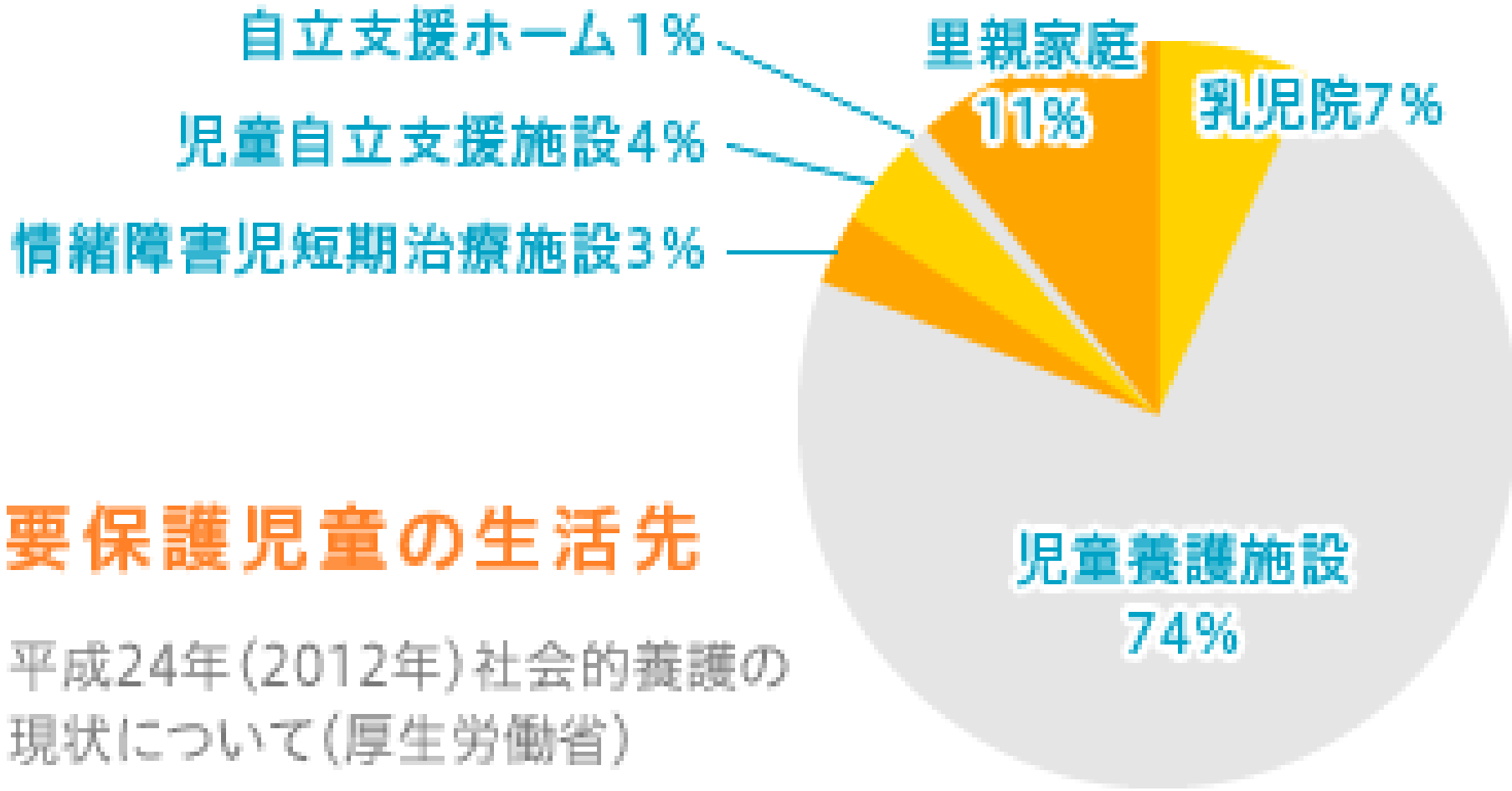
児童虐待件数の推移



(注)2010年度は福島県を除く

(厚労省まとめ)

社会的養護のもと育つ子どもたちは 4万7千人



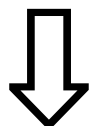
要保護児童の生活先

平成24年(2012年)社会的養護の
現状について(厚生労働省)

ゆずりはでやっていること
社会的養護

ゆずりはを設立するに至った背景

退所後の困難な状況



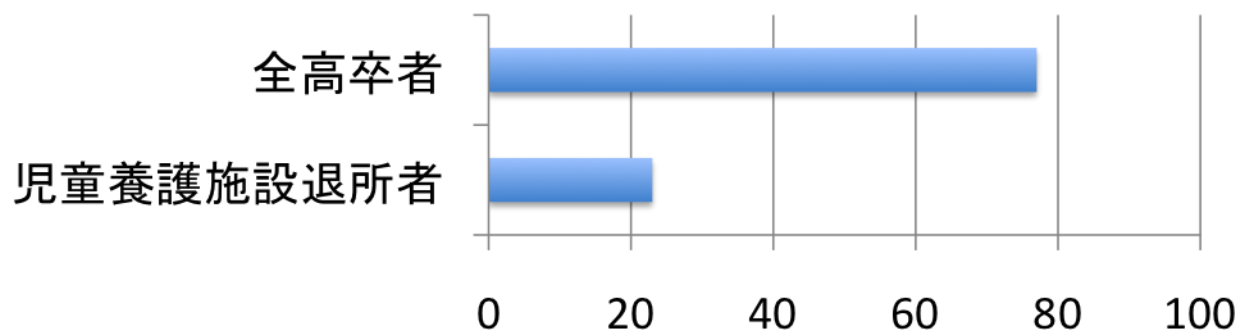
過酷な労働環境 解雇
性産業への従事 妊娠・中絶・出産
借金 更にはホームレス 犯罪 自殺

安心して、
相談できる場所を
助けてと言える場所を
つくりたい

社会的養護のもと
巣立った子どもたちが
なぜ困難な状況に
陥りやすいのか

- ①虐待のトラウマ
- ②親や家族を一切頼ることができない
- ③失敗すること、立ち止まることも出来ない
- ④低学歴・資格等がない
- ⑤施設等を巣立った後の支援が十分でない

※平成23年度学校基本調査 大学・専門学校への進学した児童



相談内容に応じた伴走型支援

虐待や貧困、
困難な状況で育った子どもたち、
子ども期を奪われてきた方たちとの
出会いの中で

あたりまえの
日常生活の
かけがえのなさ。

安心して
朝がむかえられる。

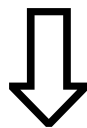
ひとが回復する力や
ひとを信頼する気持ちは
日常生活の積み重ねのなかで
育まれていく

寄り添い続けてくれる

育み続けてくれる

誰かの存在

子どもたちが
健やかに生きていくために



大人も(支援者も)健やか
で
あること、穏やかであること、
孤立しないこと

児童憲章（1951年5月5日）

- 児童は人として尊ばれる
- 児童は社会の一員として重んぜられる
- 児童はよい環境のなかで育てられる

ゆずりはのようす





高卒認資格取得学習会



ゆずりはサロン





ゆずりは工房









ゆずりはマーケットの開催



マイツリーペアレンツプログラム



施設職員のアロマの会



子供の貧困対策に関する大綱について（平成26年8月29日閣議決定）

目的・理念

- 子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。
- 全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。

基本的な方針

- 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
- 第一に子供に視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
- 子供の貧困の実態を踏まえて対策を推進する。

など、10の基本的な方針

子供の貧困に関する指標

- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 90.8%
(平成25年)
- スクールソーシャルワーカーの配置人数 1,008人 (平成25年度)
- ひとり親家庭の親の就業率
・母子家庭の就業率:80.6%
(正規39.4% 非正規47.4%)
・父子家庭の就業率:91.3%
(正規67.2% 非正規8.0%)
- 子供の貧困率 16.3% (平成24年)

など、25の指標

指標の改善に向けた当面の重点施策

<教育の支援>

- 学校をプラットフォームとした子供の貧困対策の推進
 - ・ きめ細かな学習指導による学力保障
 - ・ スクールソーシャルワーカーの配置充実
- 教育費負担の軽減
 - ・ 幼児教育の無償化に向けた段階的取組
 - ・ 高校生等奨学給付金等による経済的負担の軽減
 - ・ 大学等奨学金事業における無利子奨学金の充実、より柔軟な『所得連動返還型奨学金制度』の導入
- 貧困の連鎖を防止するための学習支援の推進
- 学習が遅れがちな中学生を対象とした学習支援 など

<保護者に対する就労の支援>

- ひとり親家庭の親の就業支援
 - ・ 就業支援専門員の配置による支援等
- 生活困窮者や生活保護受給者への就労支援
- 保護者の学び直しの支援
- 在宅就業に関する支援の推進

<子供の貧困に関する調査研究等>

- 子供の貧困の実態把握
- 子供の貧困に関する新たな指標の開発
- 子供の貧困対策に関する情報の収集・蓄積、提供

<生活の支援>

- 保護者の生活支援
 - ・ 保護者の自立支援
- 子供の生活支援
 - ・ 児童養護施設等を退所した子供のアフターケアの推進、子供の居場所づくりに関する支援等
- 関係機関が連携した支援体制の整備
 - ・ 生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関、児童福祉関係者、教育委員会等の関係機関が連携してネットワークを構築
- 支援する人員の確保
 - ・ 社会的養護施設の体制整備、相談職員の資質向上等 など

<経済的支援>

- 児童扶養手当と公的年金の併給調整見直し
- ひとり親家庭の支援施策に関する調査研究
- 母子福祉資金貸付金等の父子家庭への拡大
- 養育費の確保に関する支援 など

<施策の推進体制等>

- 対策会議を中心とする政府一体となった取組
- 地域の実情を踏まえた自治体の取組の支援
- 官公民の連携プロジェクト・国民運動の展開 など

全ての
子供たちが
夢と希望を
持って成長
していける
社会の
実現

子供の貧困対策に関する大綱（平成26年8月29日閣議決定）に記載した 2 5 の指標の現状

指標	大綱策定時	直近値	指標	大綱策定時	直近値
生活保護世帯に属する子供の 高等学校等進学率	90. 8% （平成25年4月1日現在）	93. 6% （平成29年4月1日現在）	日本学生支援機構の奨学金の貸与基準 を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を 認められた者の割合（無利子）	予約採用段階 40. 0% 在学採用段階 100. 0% （平成25年度実績）	予約採用段階 78. 0% 在学採用段階 100. 0% （平成29年度実績）
生活保護世帯に属する子供の 高等学校等中退率	5. 3% （平成25年4月1日現在）	4. 1% （平成29年4月1日現在）			
生活保護世帯に属する子供の 大学等進学率	32. 9% （平成25年4月1日現在）	35. 3% （平成29年4月1日現在）		予約採用段階 100. 0% 在学採用段階 100. 0% （平成25年度実績）	予約採用段階 100. 0% 在学採用段階 100. 0% （平成29年度実績）
児童養護施設の子供の進学率 （中学校卒業後）	96. 6% （平成26年5月1日現在）	98. 1% （平成29年5月1日現在）	生活保護世帯に属する子供の就職率 （中学校卒業後）		
児童養護施設の子供の進学率 （高等学校卒業後）	22. 6% （平成26年5月1日現在）	27. 1% （平成29年5月1日現在）		2. 5% （平成25年4月1日現在）	1. 3% （平成29年4月1日現在）
ひとり親家庭の子供の就園率 （保育所・幼稚園）	72. 3% （平成23年度）	73. 4% （平成28年度）		46. 1% （平成25年4月1日現在）	47. 9% （平成29年4月1日現在）
ひとり親家庭の子供の進学率 （中学校卒業後）	93. 9% （平成23年度）	96. 3% （平成28年度）	児童養護施設の子供の就職率 （中学校卒業後）	2. 1% （平成26年5月1日現在）	1. 1% （平成29年5月1日現在）
ひとり親家庭の子供の進学率 （高等学校卒業後）	41. 6% （平成23年度）	58. 5% （平成28年度）	児童養護施設の子供の就職率 （高等学校卒業後）	69. 8% （平成26年5月1日現在）	67. 2% （平成29年5月1日現在）
スクールソーシャルワーカーの配置人数	1008人 （平成25年度実績）	1780人 （平成28年度実績）	ひとり親家庭の子供の就職率 （中学校卒業後）	0. 8% （平成23年度）	1. 7% （平成28年度）
スクールカウンセラーの配置率（小学校）	37. 6% （平成24年度実績）	58. 6% （平成28年度実績）	ひとり親家庭の子供の就職率 （高等学校卒業後）	33. 0% （平成23年度）	24. 8% （平成28年度）
スクールカウンセラーの配置率（中学校）	82. 4% （平成24年度実績）	88. 4% （平成28年度実績）	ひとり親家庭の親の就業率（母子家庭）	80. 6% （平成23年度）	81. 8% （平成28年度）
就学援助制度に関する周知状況 （毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付して いる市町村の割合）	61. 9% （平成25年度）	75. 3% （平成28年度）	ひとり親家庭の親の就業率（父子家庭）	91. 3% （平成23年度）	85. 4% （平成28年度）
就学援助制度に関する周知状況 （入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町 村の割合）	61. 0% （平成25年度）	73. 1% （平成28年度）	子供の貧困率	16. 3%（平成24年）	13. 9%（平成27年）
			子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率	54. 6%（平成24年）	50. 8%（平成27年）



「なくそう！ 子どもの貧困」全国ネットワーク 紹介

日本における子どもの貧困解決を目的として、
2010年に設立された個人参加のネットワークです。

子どもたち・若者たちが、
お金がないことで、
かなしい思い・つらい体験をすることのない
社会をつくる

メーリングリストでの情報発信・共有、相互交流などを中心に、
ゆるやかなつながりで運営されています。

ホームページの「登録フォーム」よりお申し込みください。

ホームページ <http://end-childpoverty.jp>



子どもの貧困対策センター

公益財団法人あすのば 紹介

2015年6月19日、多くの学生や市民のみなさんの力で「あすのば」は設立・誕生し、
2016年4月には、内閣府から公益財団法人として認定されました。

「あすのば」は、「明日の場」であるとともに
「US（私たち）」と「NOVA（新しい・新星）」という意味もあります。
子どもたちが「ひとりぼっちじゃない」と感じ、「私たち」と一緒だよと願い、
そして多くの人に、多くの子どもたちが困っていることを他人事ではなく
自分事に感じてほしいという「私たち」でもあります。
みんながつどう「場」であり、子どもたちが希望をもって、
輝く「新星」のようになってほしいという願いも込めています。

あすのばの事業 3本柱

- | | |
|---------|--------------------------------|
| ① 調査・提言 | 調査・研究とそのデータなどに基づいた政策提言 |
| ② 中巻支援 | 全国の支援団体の活動が持続し発展できるような支援団体への支援 |
| ③ 直接支援 | 子どもたちの自立のために物心両面での子どもたちへの支援 |

ホームページ <http://www.usnova.org>